

# 茅ヶ崎市総合計画 素案（案）

茅ヶ崎市

## 目次

第1編 総合計画の策定に当たって	
第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画推進に向けて	4
第2章 計画の背景	5
1 茅ヶ崎市の姿	5
2 茅ヶ崎市の特徴	6
3 人口動態	7
4 財政の将来見通しと財政方針	11
5 社会潮流	17
6 市民意識	20
7 茅ヶ崎市の主要課題	23
第2編 総合計画	
第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像	28
第2章 目標年次	28
第3章 将来の都市構造	29
第4章 市政運営の基本姿勢	30
第5章 政策目標	31
政策目標 1 子どもがいきいきと輝き、未来を拓くひとが育つまち	32
政策目標 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	34
政策目標 3 ともに見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち	36
政策目標 4 誰もがいつまでも学び、心豊かに暮らすまち	38
政策目標 5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	40
政策目標 6 安全で安心して暮らせる、強くなやかなまち	42
政策目標 7 利便性が高く、快適で暮らしやすいまち	44
将来都市像の実現に向けた行政経営	46
政策目標と「持続可能な 17 の開発目標(SDGs)」	48

# 第1編 総合計画の策定に当たって

# 第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 44(1969)年に「茅ヶ崎市総合計画」を策定して以来、5 次にわたり総合計画を策定し、まちづくりを推進してきました。平成 23(2011)年度を初年度とした 10 年間の計画である「茅ヶ崎市総合計画基本構想」では、将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現に向けた取組を進めてきました。

この間、我が国は人口減少の本格化や、少子高齢化の更なる進行、地方の過疎化、多発する大規模な自然災害など、多くの課題に直面しています。また、社会の成熟化に伴い、人々の価値観にも変化が見られ、「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する傾向にあり、個人それぞれの価値観における自己実現や生活の質の向上を求める時代となっています。

これからのまちづくりは、こうした多様化・複雑化する課題に対応するため、個人それぞれの価値観や生き方を受け入れ、認め合うとともに、お互いを支え合う社会を実現し、そこから生まれるイノベーション<sup>\*</sup>を通して地域の活性化を促す仕組みを構築することが不可欠です。

そのためには、先人から受け継いできた自然や知恵、伝統、歴史・文化の大切さを再認識するとともに、先進的なテクノロジーの活用や、専門的な知識・技術を持つ多様な主体が、適切な役割分担と相互の連携・協力のもと、新たなまちづくりの方策を考える必要があります。

茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、茅ヶ崎市に関わる全ての人がまちの長期的な展望を共有したうえで、連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間を計画期間とする茅ヶ崎市総合計画を策定します。

### 茅ヶ崎市総合計画における「市民」とは

茅ヶ崎市自治基本条例(平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号)第 3 条第 1 項に規定する市民のこと。具体的には、居住者、在勤・在学者、事業活動や公益の増進に取り組むもの、納税義務者のこと。

<sup>\*</sup>イノベーション：これまでのモノや仕組みに対して新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を創造することにより、社会的に大きな変化をもたらすヒト・組織・社会の幅広い変革のこと。

## 2 計画の位置付け

---

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成 23(2011)年の法改正において策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

本市では、地域の状況を分析し、住民ニーズを的確に捉えたうえで、将来の目標を明確にするとともに、その実現に向けた計画的な取組が必要になること、また、長期的な視野に立った地域のあり方を展望し、市の政策を総合的に推進する必要があることに鑑み、茅ヶ崎市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という。)(平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号)第 18 条第 1 項において、総合計画を定めることとしています。

茅ヶ崎市総合計画は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市のまちづくりの指針となるものです。

### ○茅ヶ崎市自治基本条例

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
  - 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
  - 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
  - 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
  - 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

### 3 計画推進に向けて

総合計画を着実に推進し、将来の都市像と政策目標を実現するため、短期的な方策の方向性を示す「施策」と、実現の手段である「事業」を定める「実施計画」を策定します。

実施計画は、社会情勢の変化などに柔軟に対応できる計画とするとともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組みます。

また、総合計画、実施計画を着実に推進していくためには、計画の進行管理と評価の仕組みが重要となります。茅ヶ崎市では、自治基本条例第20条第1項において、効果的、効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施することとしており、PDCA マネジメントサイクル<sup>\*</sup>による計画の進行管理を進めます。

#### ○茅ヶ崎市自治基本条例

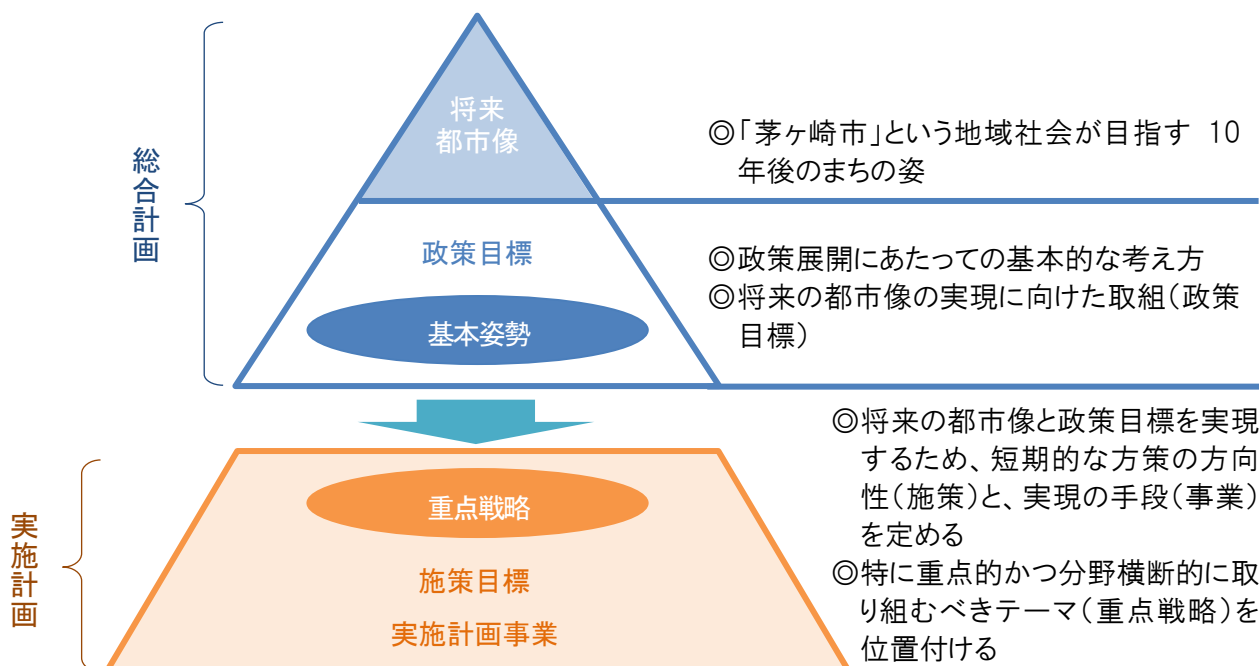
(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価結果を公表しなければならない。



<sup>\*</sup>PDCA マネジメントサイクル: 計画策定から改善までの工程 (Plan (計画) -Do (実行) -Check (評価) -Action (改善)) を繰り返し、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

## 第2章 計画の背景

### 1 茅ヶ崎市の姿

---

#### ◎位置・地勢

茅ヶ崎市は、東京から50kmあまり西に位置し、神奈川県の中南部にあります。東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸約6kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km<sup>2</sup>で、県下19市のうち7番目に小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。



追加

#### ◎沿革

四季を通じて温暖な気候であることなどから、明治から昭和初期にかけて、別荘地、保養地として発展しました。自然に恵まれた住み良い条件の中で、東京・横浜方面への交通の利便性を背景として都市化が進み、平成元(1989)年に人口20万人を超え(県下7番目)、平成15(2003)年には特例市<sup>\*</sup>に移行、平成28(2016)年には保健所政令市に指定されました。

---

<sup>\*</sup>特例市：人口20万以上で、地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令により特別指定を受けた市のこと。地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)により、特例市制度は廃止となった。

## 2 茅ヶ崎市の特徴

---

### ◎自然豊かなまち

海、丘陵、川など変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊富な自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。



写真

### ◎コンパクトなまち

市域は東西 6.9km、南北 7.6km、面積は 35.76km<sup>2</sup> で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。

また、市街地の地形は平坦であり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい」ことが「茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)」の一つとされています。



写真

### ◎魅力的な住宅都市

昼夜間人口比率<sup>\*</sup>は近隣市町と比較すると低い水準となっており、住宅都市としての性格が強く、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。



写真

---

<sup>\*</sup>昼夜間人口比率：夜間人口に対する昼間人口の割合（昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口）のこと。



### 3 人口動態

---

#### 総人口

茅ヶ崎市の人口は、令和2(2020)年に約 24 万 1 千人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込まれます。

#### 0~14 歳

平成 22(2010)年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 8 千人減少し、全体の約 11%となること見込まれます。

#### 15~64 歳

平成 12(2000)年をピークに減少に転じており、令和 12(2030)年から減少幅が大きくなると見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 2 万 4 千人減少し、全体の約 54%となること見込まれます。

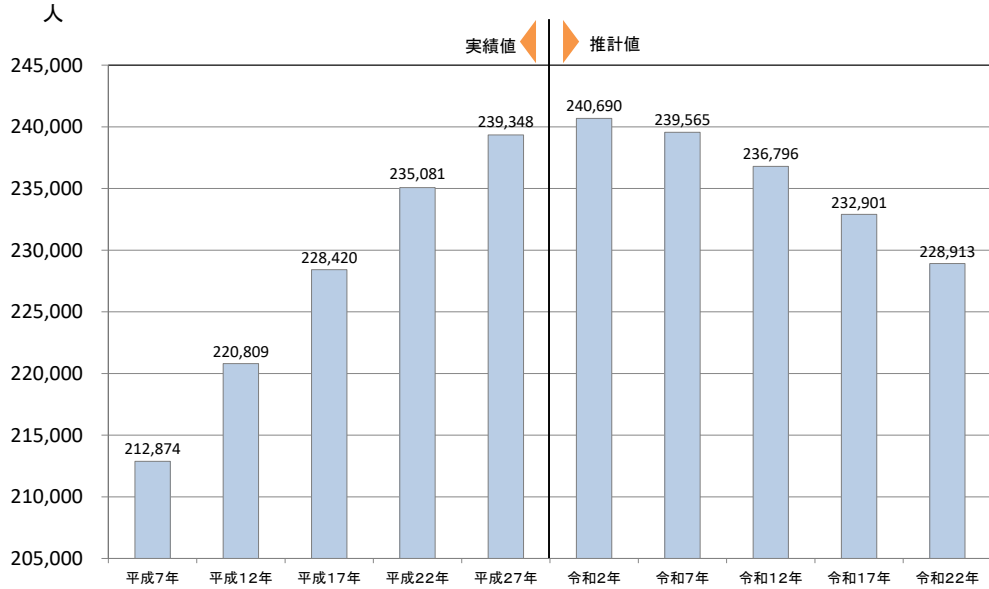
#### 65~74 歳

平成 27(2015)年以降、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年までは減少することが見込まれています。その後再び増加に転じ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 5 千人増加し、全体の約 16%をとることが見込まれます。

#### 75 歳以上

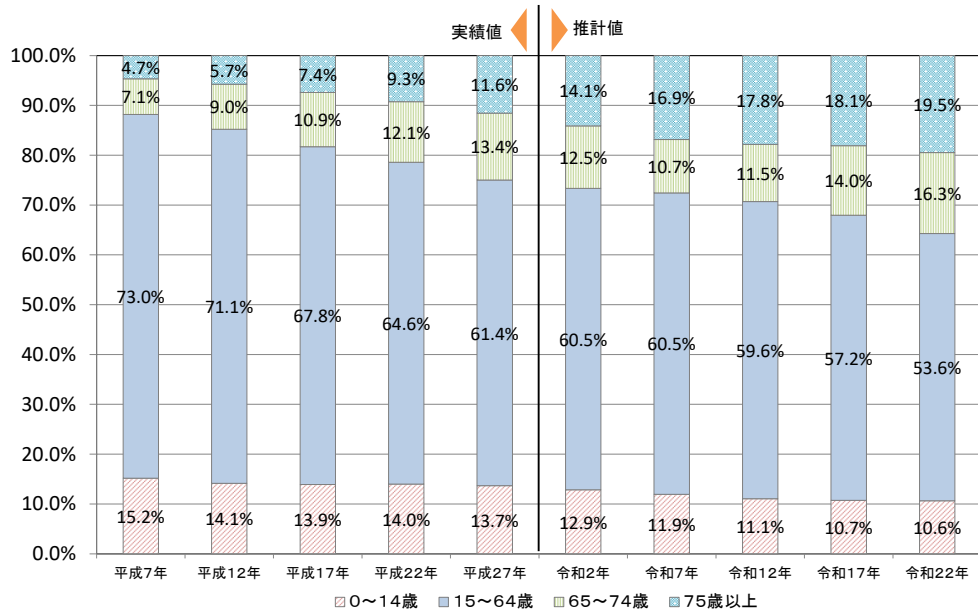
今後も増加の一途を辿ることが見込まれ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 1 万 7 千人増加し、全体の約 20%となること見込まれます。

### 茅ヶ崎市の将来人口



出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

### 年齢四区分別の将来人口

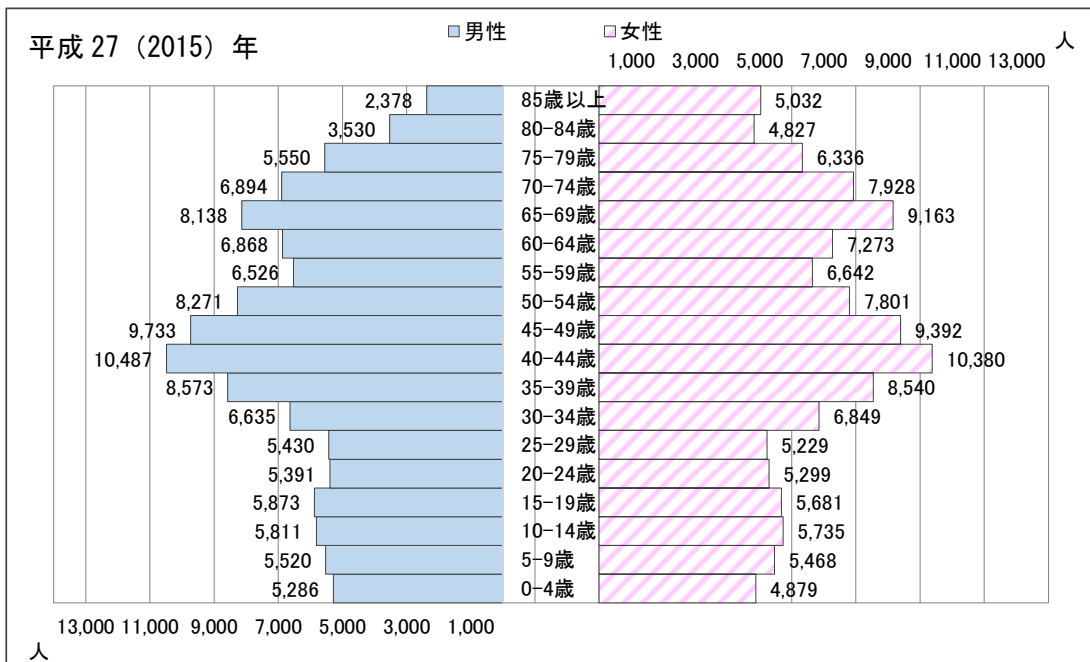


出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

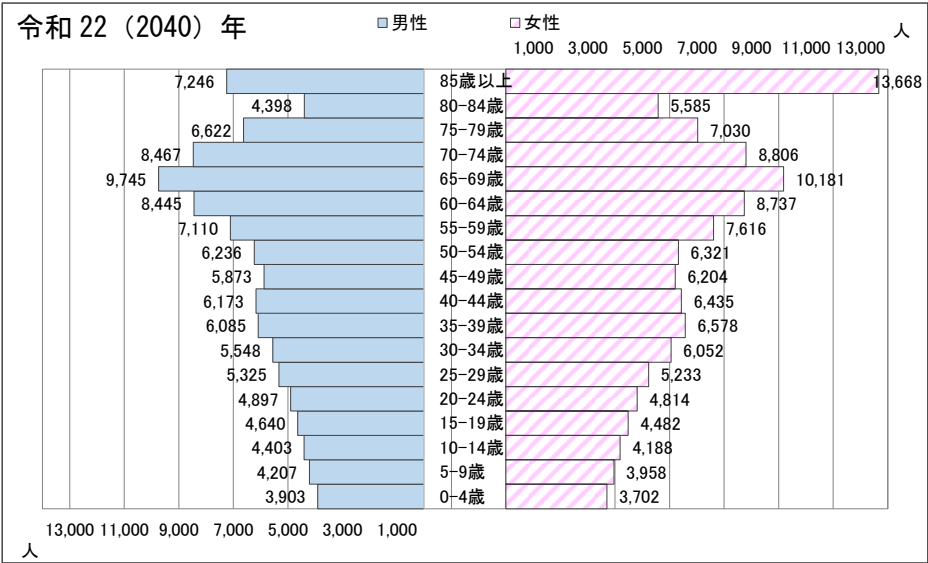
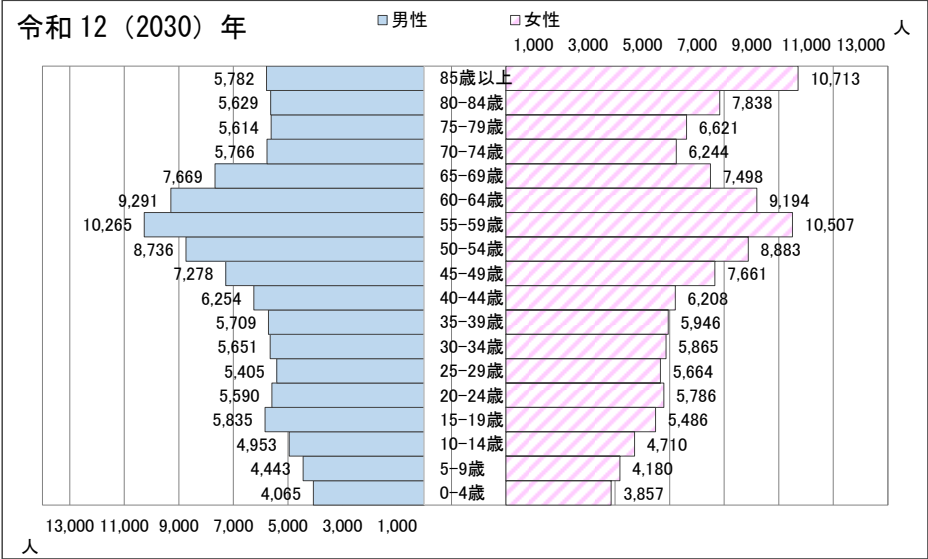
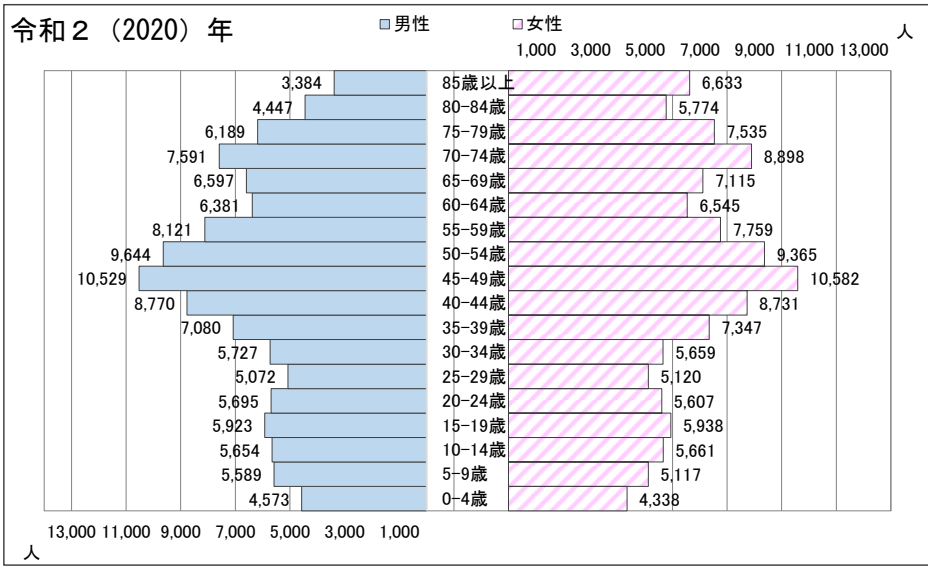
人口ピラミッドの形状を見ると、茅ヶ崎市では、全国と同様に、少子化・高齢化が進んだ社会に見られる「つぼ型」と呼ばれる形状になっています。

平成 27(2015)年の茅ヶ崎市の人口構成は、「40-44 歳」に隆起が見られ、その数は約 2 万人で、「0-4 歳」と比較すると約 2 倍の規模となっています。この隆起は、昭和 46(1971)年から昭和 49(1974)年の第 2 次ベビーブーム期に生まれたいわゆる「団塊ジュニア」であり、この年齢層に合わせて人口の重みは徐々に上に移動し、令和 22(2040)年には、団塊ジュニアが 65 歳を超え、高齢者人口が大きな割合を占めるようになります。一方、少子化の影響で人口ピラミッドは下に行くほど細くなり、全体的に逆三角に近い形状となります。

茅ヶ崎市の人口構成



出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)



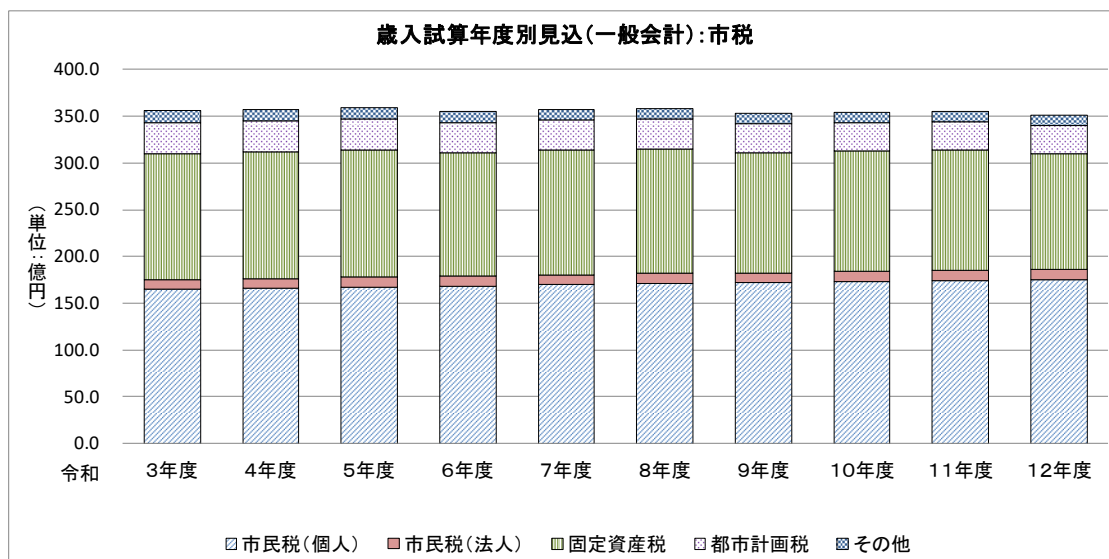
出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

## 4 財政の将来見通しと財政方針

10年間という計画期間において、今後の経済動向や国における地方財政計画、さらには経済対策など、様々な要因により多大な影響を受けることが見込まれるため、計画期間における財政の見通しとして、歳入については、本市の歳入の根幹をなす市税について、歳出については、義務的経費である人件費・扶助費<sup>※</sup>及び関連経費・公債費<sup>※</sup>について、一定の前提条件のもとで試算を行いました。

なお、財政の将来見通しは、令和元年7月に作成したものであり、今後の実施計画策定時に行う財政推計に応じて見直しを行います。

### (1) 歳入の見通し



(単位:億円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
市 税	355.8	357.7	359.6	355.2	357.5	358.5	353.4	354.5	355.4	350.9
市民税(個人)	165.0	166.4	167.6	168.5	170.3	171.2	171.7	173.1	174.0	175.1
市民税(法人)	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4	10.5	10.6	10.8	10.9	11.0
固定資産税	135.1	135.7	136.4	132.3	132.9	133.1	128.5	128.6	128.8	124.3
都市計画税	33.2	33.2	33.3	32.2	32.2	32.2	31.3	30.9	30.8	29.8
その他	12.5	12.3	12.1	11.9	11.7	11.5	11.3	11.1	10.9	10.7

市税については、本計画期間の10年間において大幅な増減はなく、約350億円から約360億円の間を推移すると推計しています。令和元年度の約359億円と比べるとおおむね横ばい傾向が続くものと見込んでおりますが、このことは逆に、市税の大幅な伸びを期待することが難しいとも言えます。

<sup>※</sup>扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

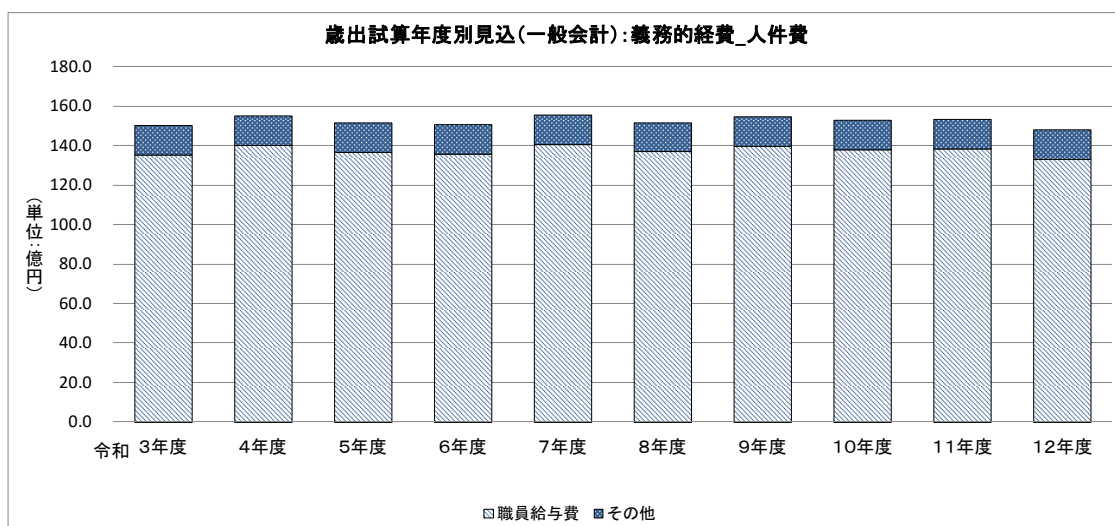
<sup>※</sup>公債費：市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

《前提条件》

- ① 平成 30 年 7 月時点までの税制改正の内容を反映し、徴収率は近年 3 年平均で算出しました。
- ② 個人市民税については、「中長期の経済財政に関する試算」(経済財政諮問会議資料\_平成 30 年 1 月 23 日付内閣府提出)における名目経済成長率に基づき、令和 2 年度 2.2%、令和3年度 1.9%、令和4年度以降 毎年 1.8%として算出しました。また、ふるさと納税制度による寄附金税額控除の影響を反映するとともに、「茅ヶ崎市の人口について」(平成 29 年 2 月 6 日策定)に基づく将来の人口推計をもとに算出しました。
- ③ 法人市民税については、市内企業の業績調査等を踏まえ、平成 30 年度当初予算額をベースに過去の推移を反映し算出しました。
- ④ 固定資産税については、土地課税について、地価の動向を捉えながら、宅地造成を見込む形で地目変換を行い、地目変換の割合は過去の課税地目ごとの推移から想定し、算出しました。建物課税について、建築家屋申請件数を捉えながら、評価替年度は減収、据置年度は増収として算出しました。償却資産課税について、企業の設備投資状況や大手企業の生産部門の状況等を捉え、今後の状況を推計し算出しました。
- ⑤ 都市計画税については、固定資産税と同様の推移として算出しました。

## (2) 歳出の見通し

### ○義務的経費\_人件費



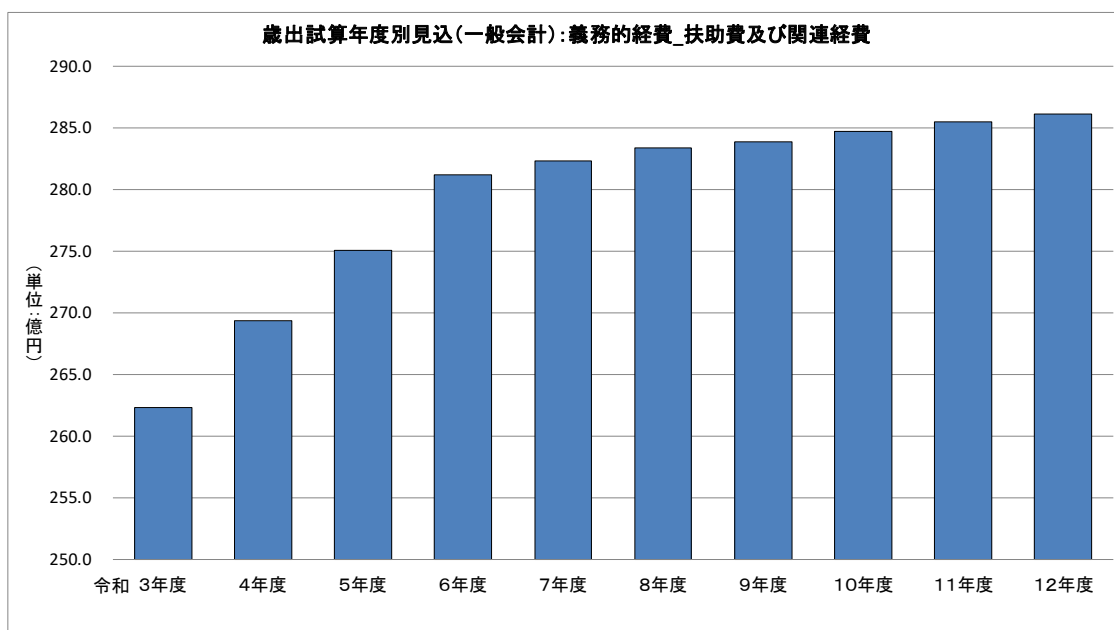
	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	149.4	150.1	155.1	151.4	150.6	155.6	151.8	154.7	152.7	153.3	148.1
(職員給与費)	135.8	135.3	140.3	136.6	135.8	140.8	137.0	139.9	137.9	138.5	133.3
【参考:職員数】	[1,633人]	[1,604人]	[1,612人]	[1,593人]	[1,588人]	[1,588人]	[1,570人]	[1,570人]	[1,570人]	[1,570人]	[1,570人]
(その他)	13.6	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8

人件費については、令和 3 年度を初年度とする本計画の 10 年間において、職員給与費が約 135 億円から約 140 億円の間を推移し、人件費全体としては約 150 億円から約 155 億円の間を推移すると推計しています。本計画期間中の増減について顕著な傾向はありませんが、前総合計画の初年度である平成 23 年度から現在に至るまで、職員数の増などにより人件費総額は増加傾向となっているため、今後は人件費総額の抑制が必要となります。

◀前提条件▶

- ① 平成 30 年度当初予算額をベースに、「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」(平成 29 年 4 月行政改革推進室策定)に基づき算出しました。
- ② 会計年度任用職員制度に基づく影響額を約 1.7 億円と推計し、反映しました。

## ○義務的経費\_扶助費及び関連経費



(単位:億円)

	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
扶助費及び関連経費	247.2	262.3	269.4	275.1	281.2	282.4	283.4	283.9	284.7	285.5	286.2

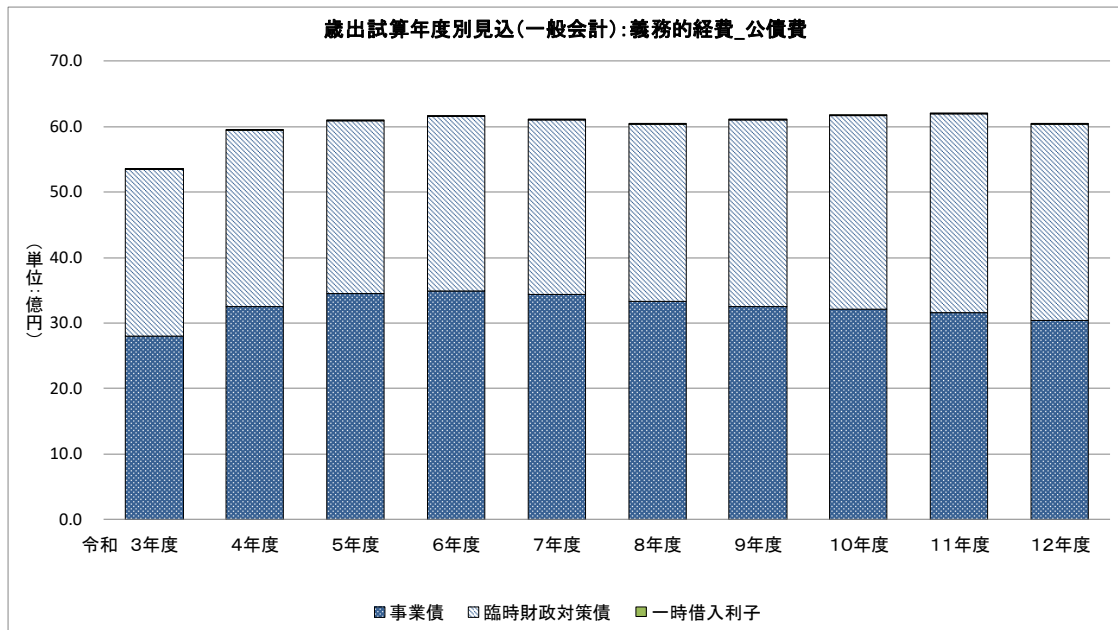
扶助費<sup>※</sup>及び関連経費については、前総合計画の計画初年度である平成 23 年度から現在に至るまでの大幅な伸び(約 2 倍程度)には及ばないものの、本計画の 10 年間においても引き続き増加傾向が続き、令和元年度の約 248 億円に対して、令和 3 年度には約 262 億円、令和 12 年度には約 286 億円が見込まれています。

◀前提条件▶

- ① 平成 30 年度当初予算額をベースに、過去の事業費の伸び率や人口推計による対象者の増などを見込み、算出しました。
- ② 改正が明らかな場合を除き、現時点の法・制度による算出を行いました。

<sup>※</sup>扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

## ○義務的経費\_公債費



(単位:億円)

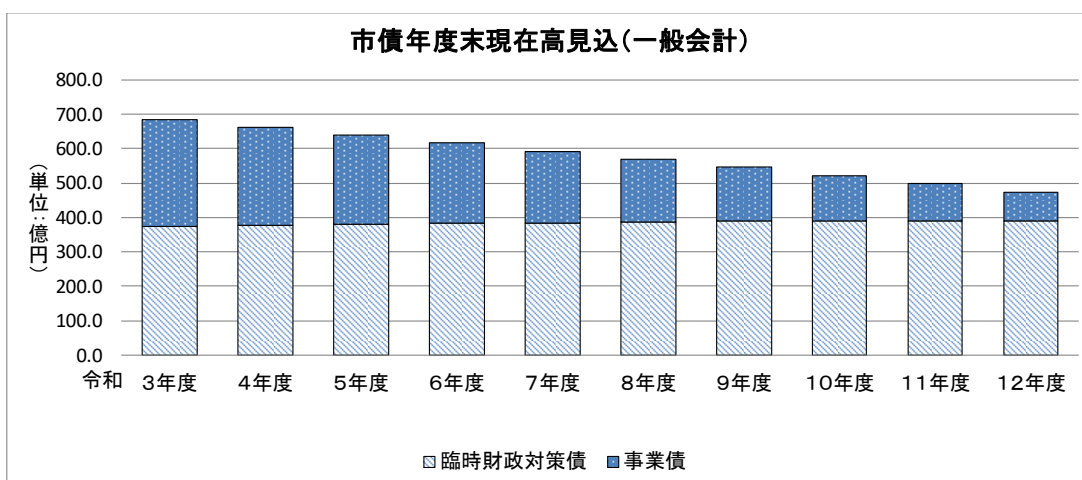
	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公債費	45.9	53.6	59.5	61.1	61.6	61.1	60.5	61.1	61.8	62.0	60.5
(事業債)	23.3	28.1	32.5	34.5	35.0	34.4	33.3	32.5	32.1	31.6	30.4
(臨時財政対策債)	22.5	25.4	26.9	26.5	26.5	26.6	27.1	28.5	29.6	30.3	30.0
(一時借入利子)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

公債費<sup>※</sup>については、近年進めてきた大型事業の実施の影響や、臨時財政対策債<sup>※</sup>の残高増の影響などにより、本計画の10年間においては大幅な増加が見込まれており、令和元年度の約46億円に対して、ピークとなる令和11年度には約62億円に達するなど、財政への影響が大きくなることを見込まれています。

<sup>※</sup>公債費：市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

<sup>※</sup>臨時財政対策債：地方交付税の原資となる国税収入の不足分をまかなうため、地方公共団体が特別に借り入れる借金のこと。臨時財政対策債の元金と利子の返済は、国が地方交付税で措置することとなっている。





(単位: 億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市債年度末現在高	683.1	661.6	638.6	614.9	591.8	569.0	545.6	521.2	496.6	473.2
(事業債)	309.3	285.8	260.2	233.8	207.8	182.5	157.8	133.2	108.9	85.4
(臨時財政対策債)	373.8	375.8	378.4	381.1	384.0	386.5	387.8	388.0	387.7	387.8

市債年度末現在高のうち、事業債<sup>※</sup>については減少傾向となるものの、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債<sup>※</sup>の残高については、令和3年度の約374億円から令和12年度には約388億円に増加する見込みとなっています。

※ 上記の公債費及び市債年度末現在高の推計に当たりましては、本計画期間である令和3年度から令和12年度までの事業債発行額を5億円と見込んで推計しております。これは、本計画期間で実施する政策的な大型事業の選定が現時点では未確定のため、政策的な大型事業の動向に関わらず、経年的に発行することが見込まれる最低限度の事業債の額として計上しています。今後予定されている実施計画の策定過程において大型事業が採択され、事業債発行額が増加する場合は、上記の公債費及び市債年度末現在高の推計値は変動することとなります。

《前提条件》

- ① 平成30年度以前分については、平成28～30年度の予算・決算額を反映しました。
- ② 令和元年度及び2年度の市債発行額については、茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画(平成30年3月策定)における見込み額としました。
- ③ 令和3年度以降の市債発行額については、事業債発行額5億円、臨時財政対策債発行額26億円とし、算出しました。

※事業債：学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、地方公共団体が国や銀行などから借り入れる資金のこと。

※臨時財政対策債：地方交付税の原資となる国税収入の不足分をまかなうため、地方公共団体が特別に借り入れる資金のこと。臨時財政対策債の元金と利子の返済は、国が地方交付税で措置することとなっている。

### (3) 財政見通しの分析及び今後の財政方針

本計画期間である令和3年度から令和12年度における財政見通しにおいては、市税の大幅な伸びが期待できない中で、全国的な傾向である扶助費<sup>※</sup>等の社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、近年進めてきた大型事業の影響等による公債費<sup>※</sup>の大幅な増加が見込まれるとともに、人件費についても高止まり傾向が続くものと推計しており、いわゆる義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の増に対して市税の伸びが追いついていかない状況が見て取れます。このように、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、財政の健全性をしっかりと確保し、持続可能な基礎自治体として存続していくためには、選択と集中の観点から限られた資源を有効に活用し、事業の重点化を図るなど、身の丈に合った財政運営を行う必要があります。

---

<sup>※</sup>扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

<sup>※</sup>公債費：市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

## 5 社会潮流

---

まちづくりの指針となる本計画の策定にあたっては、我が国を取り巻く社会の状況を把握する必要があることから、捉えておくべき事項を次のとおり整理しました。

### ○本格的な人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少を続けており、年齢構成をみると、少子高齢化が加速的に進んでいます。これらの人口構造の変化は、財政圧迫や地域経済の衰退など経済面で影響を及ぼすとともに、貧困問題や高齢者の孤立、地域コミュニティの弱体化など市民の暮らしにも影響を及ぼし、地域全体の衰退を招く恐れがあり、それらへの対応が求められています。

### ○不透明な経済見通し

日本経済は、緩やかな回復傾向を見せ、企業収益や雇用情勢も改善してきています。国は、日本の経済力を維持するため、多様な働き方の実現や、外国人労働者の受け入れ、先端テクノロジーを駆使した社会課題の解決と高度な経済・豊かな生活を実現する「Society5.0<sup>\*</sup>」への取り組みを加速させるなど、改革を進めています。一方、日本経済の生産性と成長率の伸び悩みや地域経済の格差拡大、非正規雇用の増加による格差拡大など、課題も多く残されています。また、高齢化の進行により、社会保障費等の急激な増加が国家財政を圧迫しており、財政の健全化のため、新たな制度構築が急務となっています。

### ○地球規模の環境問題

温室効果ガスや環境汚染物質などは地球環境の悪化をもたらし、特に近年では、世界中で温暖化の影響と考えられる異常気象などの自然災害が多発しており、深刻な影響を与えています。こうした環境問題は、様々な活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取組が求められていますが、地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存を克服する必要があり、エネルギー自給率が低い日本においては、再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。

---

<sup>\*</sup>Society5.0：国が提唱する、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

## ○安全・安心な暮らしへの対応

東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが再認識されています。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が予測され、災害への備えが求められています。また、今後、日本全国で、高度経済成長期に整備された公共施設が急速に老朽化することが懸念されています。人口減少などにより財政状況が厳しさを増す中では、予防保全型管理<sup>※</sup>の考え方や民間活力の活用など、効率的・計画的な維持・更新が不可欠となります。

## ○価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、「豊かさ」の考え方や「暮らし方」、「働き方」に対する考え方が変化し、物質的充足から心の豊かさを求める傾向が高まっており、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築が求められています。また、「ダイバーシティ(多様性)<sup>※</sup>」や「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)<sup>※</sup>」などの言葉が注目され、多様性を認め尊重し合う社会を実現しようとする機運が高まっています。

## ○様々な社会の歪みの顕在化

子どもの貧困やひきこもりなど、子ども・若者をめぐる問題や、長時間労働による過労自殺の多発などの大人社会をめぐる問題など、社会の歪みから生じる様々な課題が顕在化しています。こうした課題に対応するために、多様な主体が連携し、切れ目なく隙間なく、支援の網目を密にすることで、誰もが生きやすい社会を構築することが求められています。

## ○自治体経営の転換

人口減少や少子高齢化の進行などによる構造的課題に直面し、自治体経営は転換期を迎えています。効果的で効率的な公共サービスを提供する方法として官民連携が全国自治体で広がるとともに、近年飛躍的に進歩している様々なテクノロジーは、人の行動や需要、価値観さえも変化を起し、日本が抱える課題の解決策として期待されています。一方、これらの未来に向かった様々な社会の変革を自治体経営に活用していくために、情報基盤を整備するとともに、個人情報保護などの関係法令等の整備も求められています。

---

<sup>※</sup>予防保全型管理：道路や下水道などのインフラの管理手法の1つとして、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。

<sup>※</sup>ダイバーシティ：人種、性別、年齢、信仰、価値観などの多様性を受け入れ、幅広く人材を活用し、最大限の能力を発揮させようという考え方のこと。

<sup>※</sup>ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。













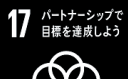

## ○持続可能な社会の構築

社会・経済・環境の諸課題は密接に関連しています。その諸課題の解決のためには様々な側面の相互関係を踏まえた統合的な取組が重要との考え方のもと、平成 27 (2015)年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGs では、世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な開発を目指す世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットが定められており、国や分野などの枠を超えて協力して達成していく、共通目標・共通言語として位置付けられています。

## 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは

平成 27(2015)年 9 月、第 70 回国連総会が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 の目標(ゴール)と関連する 169 のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。SDGs は 2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継として策定されたのもで、MDGs が主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGs は先進国を含む全世界共通の目標となっています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指すうえで重要とされる経済、社会、環境の各側面からの総合的な取組に重点が置かれており、世界的な取組が既にスタートしています。

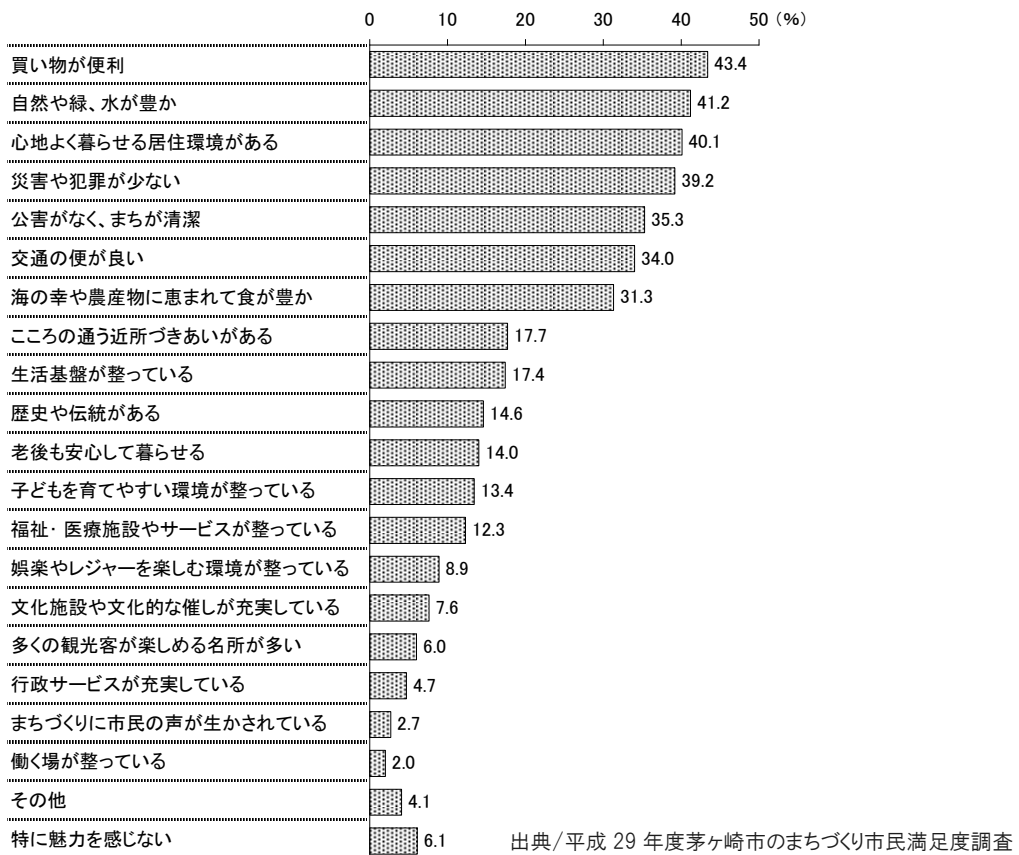
<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	各国内及び各国間の不平等を是正する
<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	持続可能な生産消費形態を確保する
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p> 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

## 6 市民意識

市民の声を反映した計画とするため、茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査やワークショップ、市民討議会、市民活動団体からの意見聴取を実施しました。その結果概要は次の通りです。

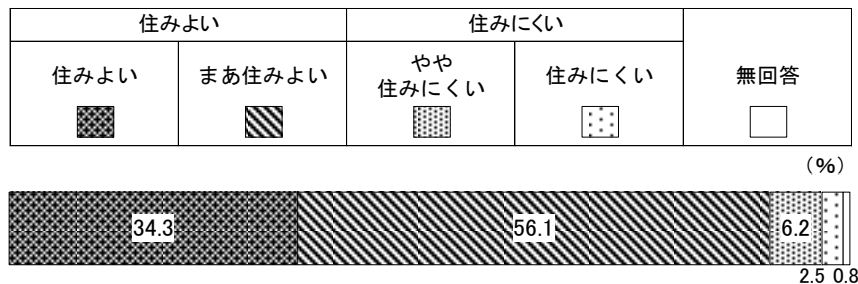
### ◎茅ヶ崎市の魅力

「買い物が便利」が4割を超えて最も高く、次いで「自然や緑、水が豊か」、「心地よく暮らせる居住環境がある」の順となっています。



### ◎住みやすさ

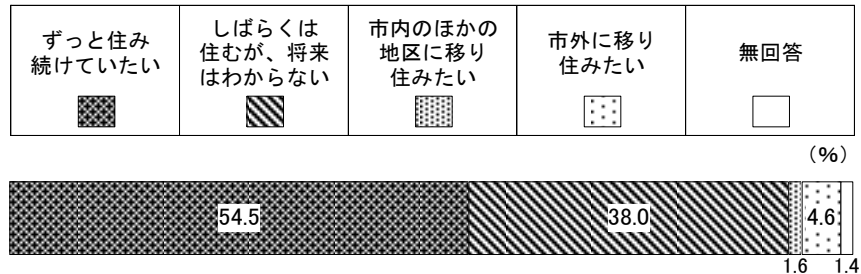
「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると9割を超えており、多くの市民が茅ヶ崎市は住みやすいと感じています。



出典/平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

## ◎定住意向

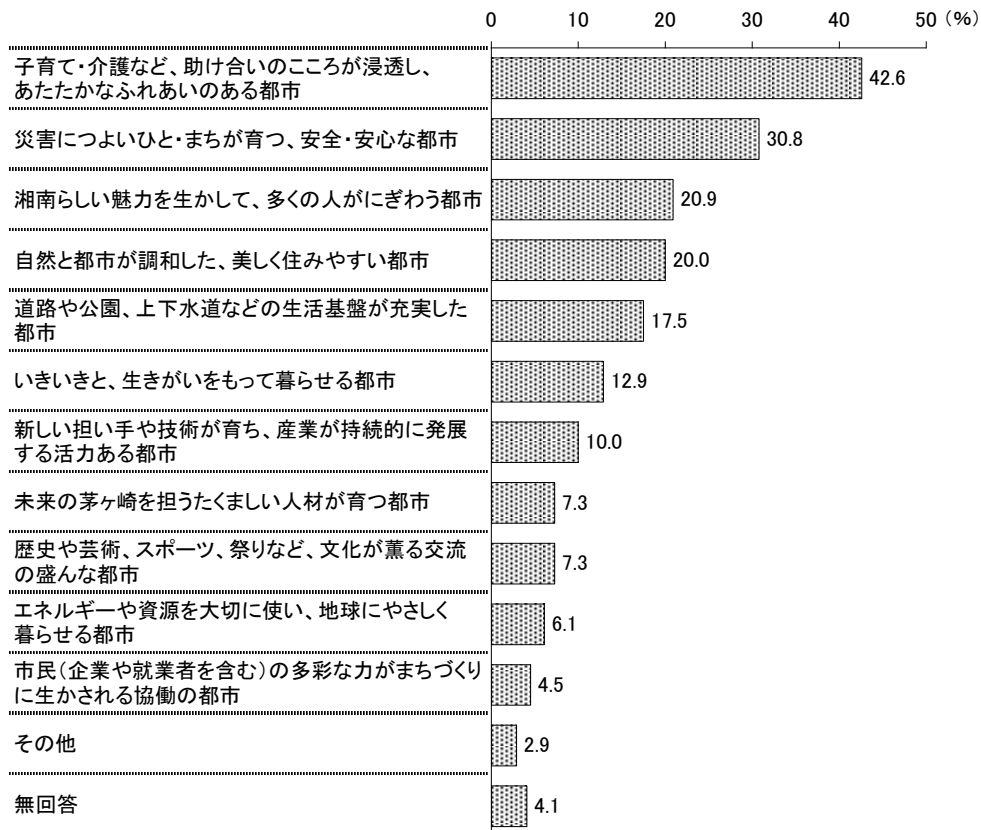
「ずっと住み続けていたい」が5割半ばで最も高くなっています。一方、「市外に移り住みたい」はわずかとなっています。年齢が低くなるほど、「しばらくは住むが、将来はわからない」の割合が上がる傾向にあります。



出典/平成29年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

## ◎目指すべき将来像

「子育て・介護など、助け合いのところが浸透し、あたたかなふれあいのある都市」が4割を超えて最も高く、次いで「災害につよいひと・まちが育つ、安全・安心な都市」、「湘南らしい魅力を生かして、多くの人々がにぎわう都市」、「自然と都市が調和した、美しく住みやすい都市」の順となっています。



出典/平成29年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査



## ◎市民ワークショップ等における意見

### ①ちがさき未来会議(市民ワークショップ)

公募市民を対象としたワークショップ「ちがさき未来会議」では、人口減少などに伴う様々な課題を共有したうえで、“次の茅ヶ崎”を作るためのポイントについて意見交換を行い、全体として「ひと」に焦点をあてる傾向にあり、「市民のあたたかさや寛容さ」が魅力であり、「未来を創る人づくりへの投資」や「コミュニティの形成の重要性」が未来を考えるポイントとして挙げられました。

### ②市民討議会

無作為抽出による市民を対象とした「茅ヶ崎市市民討議会」では、検討中の将来の都市像をもとに、その実現にむけて必要なことについて意見交換を行い、「観光振興」や「多様な働き方を支援する基盤づくり」など、地域内産業の活性化に関する意見や、「地域ぐるみの学び・ひとづくり」など、生涯学習などに関する意見が多く挙げられました。

### ③ちがさきアイデアソン(市民活動団体からの意見聴取)

市内で活動している団体を対象とした「ちがさきアイデアソン<sup>※</sup>」では、これからの協働推進のあり方等を検討し、行政と団体の関係については、「それぞれの立場を超えて連携していくことが必要」などの意見が挙げられました。また、行政のあり方については、「団体間の橋渡し役として機能すること」や「縦割り行政の改善、頻繁な職員異動の弊害の是正」などの意見が挙げられ、団体のあり方については、「団体間の縄張り争いなどを是正し、双方に領域を超えて連携していく意識を持つこと」や、「小さく短期間で取り組むことによる地域活動の活性化と、成功例を地域全体に広げていく仕組みづくり」などが挙げられました。

---

<sup>※</sup>アイデアソン：「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、特定のテーマについて、様々なメンバーが集まり、対話を通じて新たなアイデアの創出を目指すイベントのこと。

## 7 茅ヶ崎市の主要課題

---

今後のまちづくりの方向性を検討するにあたっては、本市の現状と課題、今後の展望を明らかにする必要があることから、「基本理念評価<sup>※</sup>」に評価結果や本市を取り巻く社会潮流、市民意識を踏まえ、次のとおり主要課題を整理しました。

### ○子育てを取り巻く環境変化への対応と切れ目のない支援

茅ヶ崎市の出生数は、横ばいを維持しているものの、年齢 4 区分の人口構成比をみると、0 歳から 14 歳の構成比は減少しており、全国と同様に少子化が進行しています。そうした状況に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めるとともに、子育て世代の転入を促進するなど、少子化への対策を引き続き進める必要があります。また、近年問題となっている、貧困問題やいじめ、ひきこもりをはじめとした、子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応が求められています。

### ○未来を拓く人材の育成

まちづくりを進めるにあたり、「ひと」の育成は欠かすこと出来ない視点です。茅ヶ崎市では、これまでも世界に羽ばたく多くの人材を輩出してきました。子どもから高齢者まで、全ての人々が自分に合った学びを選択でき、自らの力を高め、地域の中で互いに交流し、成長しながら活躍できる社会を構築する必要があります。

### ○活力ある地域経済づくり

茅ヶ崎市は、都心への交通の利便性を背景に住宅都市として発展してきました。今後も持続可能なまちであり続けるためには、地域内産業を活性化し、希望の働き方を実現できる雇用環境づくりが必要不可欠です。また、交流人口<sup>※</sup>や関係人口<sup>※</sup>の拡大に向け、地域資源を活用した取組を進め、国内外から多くの人々が集まるにぎわいを創出することで、地域の稼ぐ力を高めていく必要があります。

---

<sup>※</sup>基本理念評価：本計画の作成に際し、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に基づいた取組を総括的に評価し、本市の現状と課題及び今後の展望を把握するために実施した行政評価のこと。評価結果は市ホームページを閲覧ください。

【市ホームページ】<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1026248/1033278.html>

<sup>※</sup>交流人口：その地域域を通勤や通学、観光等により訪れる人々のこと。

<sup>※</sup>関係人口：その地域に居住する「定住人口」でもなく、観光等により訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

## ○地域共生社会の実現

世代構成やライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯の増加と生活課題の複雑化・多様化が進むことが茅ヶ崎市においても予測されます。今後、住民や支援機関、行政など様々な主体が協力し、支え合うことにより、問題の重篤化を予防し、障がい者・高齢者・子どもなど誰もが豊かに暮らすことができる体制づくりを進める必要があります。

## ○超高齢社会に対応した仕組みの構築

茅ヶ崎市は、全国と比べて人口減少のスピードは緩やかである一方で、75歳以上の人口が加速的に増加すると見込まれています。これに伴い、社会保障費の増加や介護問題など様々な面での影響が想定されることから、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。他方、茅ヶ崎市は全国でも元気な高齢者が多く、その経験と知識は地域の貴重な財産です。高齢者が積極的に社会参加し、次世代育成など多世代交流の中でも力を発揮するなど、生涯活躍できる社会を構築する必要があります。

## ○全ての人を地域の一員として受け入れ、支え合う社会の実現

茅ヶ崎市は、多種多様な人や文化を受け入れ、認め合うことにより、自由でのびやかな社会を築いてきました。そうしたなか、社会の成熟化に伴って、多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた気運が高まっています。全ての人が自分らしさを尊重され、あたたかい人と人とのつながりの中で、その持てる力を最大限発揮し、あらゆる場で活躍できるよう、さらなる発展に向けた取組を進める必要があります。

## ○茅ヶ崎らしい自然環境の保全と活用

豊かな自然環境が地域の魅力と感じている市民が多く、この自然と共存した暮らしは未来に引き継いでいかなければなりません。しかし、山林や農地は、担い手の不足などの理由により減少傾向にあり、茅ヶ崎海岸は、相模川にダム・堤防といった施設が整備されたことなどにより砂丘の侵食が進行しました。また、自然資源は、産業機能や防災機能、観光振興といった多面的な機能を有しており、市内にある自然環境の保全とその活用に向けた取組を進める必要があります。

## ○安全・安心の確保

茅ヶ崎市は、地震災害リスクとして、津波や広範囲に及ぶ住宅密集地の延焼拡大などが懸念されており、また、近年の気候変動による河川や洪水による浸水リスクも抱えています。全ての人の安全・安心を確保するため、多様な主体が協力し、自助・共助・公助の連携を進め、地域内の防災力向上を進めるとともに、自治体間連携をさらに深め、湘南地域全体で災害に強いまちを形成することが求められます。

## ○人口変化に対応した都市づくり

茅ヶ崎市を含む湘南地域は、県内でも交通量の多い地域となっていますが、茅ヶ崎市においては狭あい道路が多いなど、安全性、快適性の両面から課題が多く、引き続きの対応が求められています。また、学校などの公共建築物や、道路、橋りょう、下水道などの老朽化が進行し、更新期を迎えるため、その対応が必要となります。一方、人口減少を背景として地域間での需給の不均衡が将来的に発生することも懸念されており、先を見据えた都市基盤の再構築が必要となります。

## ○連携や協働の深化

茅ヶ崎市では、これまでもきめ細かく安定的な行政サービスを提供するため、市民との協働や他自治体との広域連携、民間事業者との公民連携を積極的に進めてきました。しかし、社会の成熟化に伴い、地域課題が複雑化・多様化する中で、一つの自治体や行政組織だけでは解決できない状況が、今後さらに進むことが予測されています。これまでの連携や協働を一層深化させ、各主体の双方向のコミュニケーションを密にし、それぞれの力が発揮される地域社会を構築するとともに、茅ヶ崎市が率先して取り組むことで、湘南地域全体の維持・発展の一翼を担う都市としてのさらなる発展を目指す必要があります。

## ○持続可能な行財政運営

人口減少、少子高齢化などの影響により今後さらに財政状況が厳しくなる中においても、財政の健全性をしっかりと確保しながら、持続可能なまちであり続けるためには、先を見据えた戦略的な行政経営の推進や新たな技術などを積極的に活用できる体制を構築するとともに、これまでの常識にとらわれない柔軟な姿勢で課題に挑戦できる人材育成に取り組むことが必要です。

## 第2編 総合計画

## 第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

社会が成熟するとともに、人口減少の本格化や少子高齢化の進行、深刻化する地球温暖化、大規模な自然災害が多発するなど、多くの新たな課題が顕在化しています。こうした課題に対応し、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、将来の都市像を次のとおり定めます。

「 」

茅ヶ崎市は、海や河川・丘陵などの恵まれた自然と、様々な都市機能が程よく近接した、ちょうど良いバランスが保たれたまちです。こうした環境の下、先人たちが築き上げた歴史や文化、互いを尊重し受け入れあう寛容な風土はまちの大きな魅力であり、これまで多くの人を惹きつけてきました。

一方、人口構造の変化など、まちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうしたなかでも、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちであり続けるためには何をなすべきか、知恵を出し合い、手を取り合ってまちづくりを進めていく必要があります。

自然の恵みや心地よい暮らし、そこで培われた歴史や文化、風土を大切に守りながら、未来に向かって新たな魅力の創出に挑戦し続けるため、全ての人の人権が尊重され、誰もが自らの力を発揮し、時には支え合い、時には高め合い、ともに暮らすことができるまちを創っていきます。

## 第2章 目標年次

令和3(2021)年度を初年度とするこの総合計画の目標年次は、令和12(2030)年度とします。

### 第3章 将来の都市構造

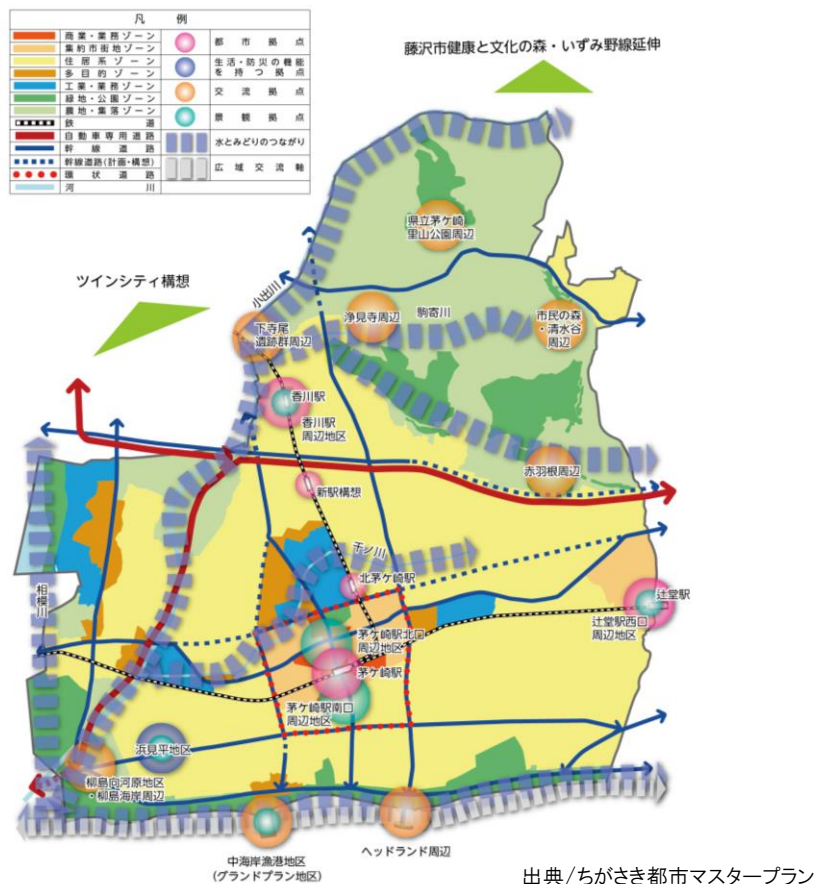
海岸や河川、丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっており、こうした豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指すとともに、生物多様性を保全します。

茅ヶ崎駅、辻堂駅西口及び香川駅等の周辺は、「都市拠点」として位置付けられており、都市機能の集約を促進します。さらに、浜見平地区は、「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置付けられており、機能の拡充を図ります。

幹線道路網の整備については、東西方向及び南北方向の幹線道路網を格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。また、国道134号は「広域交流軸」として位置付けられており、沿岸部にある様々な交流を育む場をつなぎます。あわせて環状道路の整備やバリアフリー化を進め、環境に配慮しつつ、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

また、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺の市街地は、商業・サービス等の都市機能の集積を図るとともに、さらに周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら、住宅地、工業・業務地、自然地に類型化された土地利用のもと、良好な市街地の形成を目指します。

将来都市構造図



## 第4章 行政運営の基本姿勢

将来都市像の実現に向け、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するための行動指針として、行政運営の基本姿勢を次のとおり定めます。

### 未来創造への挑戦

#### ①変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上を図ります。

#### ②質の高い行政サービスの提供

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるにあたり、全ての市民が、安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業、周辺自治体等との連携・協力により、質の高い行政サービスの提供に努めます。

#### ③未来に責任をもつ行政経営

厳しい財政状況が見込まれる中においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくため、選択と集中の観点から限られた資源を有効に活用し、事業の重点化を図るなど、本市が将来にわたって持続可能なまちであり続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

### 市民との関係の深化

#### ①市民との双方向のコミュニケーション

積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。また、様々な主体との対話・交流の場を充実させ、市民主体のまちづくりを推進します。

#### ②市民が力を発揮できる社会の構築

人口減少や少子高齢化の更なる進展など、社会構造が大きく変化するなか、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。



## 第5章 政策目標

「将来の都市像」の実現に向けて長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として、次のとおり政策目標を定めます。

**1** 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

**2** 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

**3** ともに見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち

**4** 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

**5** 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

**6** 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

**7** 利便性が高く、快適で暮らしやすいまち

将来都市像の実現に向けた行政経営

# 1

## 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

### (1) 2030年のありたい姿

妊娠期、出産期、乳幼児期から学齢期を経て、子どもたちが成長する過程で、全ての子どもと保護者がライフステージに応じた支援を受けることができます。加えて、地域の見守りをはじめとする、多様な主体で子育てを支える仕組みが構築されており、安心して子どもを産み育てることができる環境のなかで、子どもが希望を持って健やかに成長しています。

また、様々な学びの機会を通じて学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが学びあい、育ちあい、その成長を支えあう教育環境が整っています。子どもたちが多様性を認めあいながら共に学び、共に育つ共生社会の担い手として、よりよい社会や人生を切り拓いていくための「生きる力」がはぐくまれています。

### (2) 取組の方向性

#### ①子ども・若者・子育て支援の充実

- 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細やかな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。
- 子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくれます。
- 行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てを支援します。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、将来の需要を見据えて保育の場の確保に努めるとともに、保育サービスや放課後支援など充実を図ります。
- 保育の質の向上を図るため、保育士の負担が軽減されるよう保育環境を充実するとともに、保育士の資質・専門性の向上に向けた人材育成を推進します。
- 子ども・若者が抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りされることがないように、地域のなかで安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

## ②未来を拓く力を育む教育の推進

---

- 社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域の様々な資源を教育に活用し、多様な人との出会いや様々な体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体をはぐくみます。
- 共生社会の実現に向け、障害のあるなしに関わらず、一人一人の能力や特性を踏まえたうえで、できるだけ全ての子どもが共に学びあい、支え合うことを目指したインクルーシブ教育を推進します。
- 児童・生徒一人一人に向き合い、きめ細やかな教育活動が行えるよう、教職員が本来の業務に専念できる環境づくりを推進します。
- 教育の質の向上を目指し、適正な人材の確保や、教職員の資質向上に努めます。
- 児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るとともに、健やかに成長することができる環境を整備します。

### (3) 指標【企画経営課案】

- 「安心して子どもを産み育てることができる環境である」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「自分には良いところがある」思う児童・生徒の割合(全国学力・学習状況調査より算出)

## 2

## 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

### (1) 2030年のありたい姿

地域経済の中核を担う中小企業の活発な事業活動や、地域特性を生かしたにぎわいの創出に向けた取組、農地や漁港の持つ多面的な機能を活かした取組、自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用した観光振興の取組などにより、まちは市内外から訪れる人とでにぎわい、様々な交流が生まれることで、活力に満ちています。

また、多様な主体が連携・協力することで、誰もが働きやすい環境が整うとともに、働く場や創業の機会が増え、年齢や性別、障害や国籍などに左右されず、それぞれのライフスタイルに応じた、自分らしい働き方、生き方を実現できています。

これらにより、「まち」の魅力、「ひと」の力を効果的に活かしたビジネスの創造・雇用の創出、多様な働き方への対応が進み、地域経済の好循環を実現しています。

### (2) 取組の方向性

#### ①地域経済の活性化

- 市内事業者の活発な事業活動を促進するため、多様な主体と連携し、安定した経営基盤の整備や状況の変化に応じた速やかな対応を支援するとともに、生産者、事業者、消費者等の交流の機会を充実するなどにより、新たな価値の創出を目指します。
- 創業前から成長期に至るまで、関係機関と連携して継続した支援を実施することにより、創業しやすい環境整備に取り組みます。
- 農地の維持が困難となっている農業や、漁獲量が減少し続けている水産業の振興のため、関係機関をはじめ様々な主体と連携し、本市にとって最適な農地維持の手法を確立するとともに、農水産業の中心となる担い手への支援をします。また、競争力向上の追及や、消費者と生産者との更なる関係構築強化を目指します。
- 地域の稼ぐ力と魅力の向上を促進するため、観光振興団体等の民間活力を積極的に活用し、様々なイベント等の実施や、地域資源を最大限に生かした

まちなか観光の充実を図ります。

- 効果的・効率的な情報発信等による誘客を図り、地域が持続的に発展していくための観光振興に取り組みます。
- 多くの人に訪れてもらえるよう、市内様々な施設等を拠点としたにぎわいの創出を目指します。

## ②多様な働き方と働く場の創出

---

- ライフスタイルが多様化するなか、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの確保など、それぞれのライフステージにあわせた働き方を選択できるよう、市内事業者や関係機関等との連携強化や企業支援などを通して、労働環境の充実を図ります。
- 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進へ、多様な働き手のニーズに対応した情報提供や就職の機会の実現に向けた支援を実施します。

## (3) 指標【企画経営課案】

- 「地域経済の活性化に向けた取組が推進されている」と思う市民の割合（市民満足度調査より算出）
- 「市内において、多様な働き方や働く場が創出されている」と思う市民の割合（市民満足度調査より算出）

## （１）2030年のありたい姿

地域において、様々な困難を抱える市民に対し、多様な主体の連携による分野横断的な支援体制が構築され、それぞれのライフステージに応じた居場所づくりや健康づくり、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組まれることで、年齢や経済状況、障がいの有無などにかかわらず、一人一人が地域の一員として心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、保険制度の安定的な運営など、生活におけるセーフティネットが充実しているとともに、安心して医療や介護を受けることができる地域の体制が整っており、誰もが住み慣れた地域において生涯にわたり健やかな人生を送っています。

## （２）取組の方向性

### ①支え合う地域共生社会の実現

- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域福祉の担い手の育成に取り組み、地域の主体的な福祉活動を支援するとともに、地域における信頼や絆を育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。
- 高齢者がいつまでも健やかに生活できるよう、それぞれの健康状態に応じた支援の充実を図るとともに、地域における多様な居場所づくりへの支援や活躍の場づくりなど、社会参加の機会を創出し、充実したセカンドライフを送ることができる環境を整備します。
- 障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしい生活を送ることができるよう、それぞれの能力や特性に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、地域における障がいへの理解を深め、居場所や活躍の場づくりなど、社会参画の機会を創出します。

## ②保健衛生・医療体制の充実

---

- 地域のネットワークを始めとする社会関係資本<sup>\*</sup>を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対策を推進します。
- 公衆衛生の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。
- 市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。
- 高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携及び役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

## ③社会保障制度の適正な運営

---

- 生活困窮者の生活安定と自立に向け、支援を実施します。
- 介護保険や国民健康保険などの適正な運営に努め、誰もが安心して暮らすことのできるセーフティネットの充実を図ります。

## (3) 指標【企画経営課案】

- 「地域において支え合いの仕組みが構築され、誰もが心豊かに暮らせる環境がある」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「保健衛生・医療体制が充実している」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「誰もが安心して暮らすためのセーフティネットが充実している」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

---

<sup>\*</sup>社会関係資本：「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など、人々の協調行動の活性化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本のこと。

## (1) 2030年のありたい姿

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、希望に沿った学びや交流の機会を得ることができ、生きがいをもって暮らしています。加えて、一人一人が学んだ知識や技術を社会生活に活かすことのできる場や機会があり、地域において多様な人が活躍しています。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動に親しむとともに、地域の歴史や伝統の継承、国内外の都市との交流をはじめとする様々な交流が盛んに行われており、市民は心豊かに暮らしを楽しんでいます。

こうした、様々な交流をとおして、国籍・人種・ジェンダー・世代・宗教・習慣などを問わず、誰もが地域社会の一員としてお互いを受け入れ、認め合うまちづくりが進められています。

## (2) 取組の方向性

### ① 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

---

- 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた知識や技術を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する機会を創出します。
- 人や物、自然、歴史、文化などの様々な資源を活かした学習を通じて、子どもから大人までが学びあい育ちあう社会教育を推進します。
- 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を活用し、地域文化の創造を促進します。
- 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。



## ②多様性を認め、尊重しあう社会の実現

---

- 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を醸成するため、様々な都市やそこに暮らす人々と交流する機会を創出します。
- 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。
- 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

### (3) 指標【企画経営課案】

- 「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会が充実している」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「多様性を認め、お互いを尊重しあう社会が実現されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

## 5

## 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

### (1) 2030年のありたい姿

豊かな自然環境を保全し、環境負荷を低減する暮らしや事業活動が営まれ、生物多様性が維持されています。丘陵地域だけでなく、市街地においても、農地や社寺林、屋敷林、公園緑地などのみどりがあることによって、自然と共生する環境が残されています。

また、海岸や里山、歴史的に価値のある建造物など、自然環境や歴史・文化的環境と市街地環境が調和した、茅ヶ崎らしい景観が保全・活用されるとともに、公園や公共下水道などの生活インフラが計画的に整備・維持管理されるなど、自然と共存した心地よい生活空間を創生するまちづくりが進められています。

### (2) 取組の方向性

#### ①自然環境の保全

---

- 海岸や河川、里山のみどりなど、豊かな自然環境を保全・活用し、次代へと継承します。
- 生物多様性を維持し、次代へ継承するため、多様な主体と連携して、生きものの生息・生育状況の把握やその維持と活動の担い手づくりを推進します。

#### ②環境負荷の低減

---

- 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するとともに、発生したごみの適正な処理を行います。
- 環境負荷が少ない、持続可能な社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、地球温暖化対策を推進します。

#### ③心地よい生活環境の形成

---

- 自然や歴史、文化など、茅ヶ崎の風土から培われた様々な資源を活かした、魅力的な景観の保全・活用・形成を図るとともに、次代へと継承します。

- 身近にあるみどりにふれあうことで、心豊かな生活を送ることができるよう、公園や緑地の計画的な整備や地域にあった管理運営に努めます。
- 心地よく暮らせる住環境を維持するため、空き家や空き地の発生抑制や適正な管理を推進するなど、住まいに関する様々な課題を解決するための支援体制を構築します。
- 良質な生活環境を確保するとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道汚水施設などを計画的に整備・維持管理・更新し、生活排水の適正処理を推進します。

### **(3) 指標【企画経営課案】**

- 「自然環境・生物多様性が保全されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「環境負荷の低減が図られている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「心地よい生活環境が形成されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

## (1) 2030年のありたい姿

市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という認識のもと、日頃より災害に備えた取組を積極的に進めるとともに、地域住民が互いに助け合う高い防災意識が醸成され、充実した防災活動が行われています。

自然災害等の危機事態が発生しても、社会インフラや行政機能等の社会機能が維持される「強さ」と、迅速な復旧・復興を図ることのできる「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会が構築されています。個人、自主防災組織、行政等の各主体が互いの役割を理解し合い、補完し合う協力連携体制が整っており、誰もが安心して暮らしています。

また、災害の規模・種別に応じ、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が構築されています。

暮らしを脅かす犯罪や交通事故の未然防止に向けては、多様な主体の連携による意識啓発などの取組が進められていることにより市民一人一人が主体的な問題として捉える意識が醸成されています。日頃、誰にでも起こり得る様々な不安や悩みを持つ市民が、その時代のニーズに対応した市民相談、消費生活相談等を気軽に利用する機会を持つことができることで、誰もが安全で安心な生活を送っています。

## (2) 取組の方向性

### ①防災・減災対策の推進

- 住民の生命と財産を災害から守るため、公助として防災対策の充実に努めつつ、社会全体の防災意識の向上を図り、住民の自発的な防災活動の促進と自主防災組織等の実践的かつ効果的な活動の支援に取り組むことで、自助・共助による取組や多様な主体による連携を促進し、防災意識の向上を図ります。
- 関係機関と連携し、災害等の危機事態の発生に備えた取組を進め、危機事態に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えることで災害対応を含めた危機事態への対応力の強化に取り組めます。

- 河川、公共下水道施設、道路、橋りょうなど防災機能を有する施設の計画的な整備・維持管理や防災空間の整備、建築物の耐震化などにより、恒久的に災害につよいまちづくりを目指します。
- 大規模災害から速やかに復旧・復興できるよう、平時から関係機関等との連携体制を整備します。

## ②消防・救急体制の構築

---

- 高齢者人口の増加による消防・救急需要の増加などの社会情勢の変化に対し、広域的な視点に立って、効率的かつ持続可能な組織体制の構築を進めます。
- 防火・救命に関する市民の意識の向上を図るとともに、多様化する災害から市民の生命・財産を守るため、地域に根差す消防団との連携協力体制の強化を進めます。

## ③暮らしの安全・安心の確保

---

- 子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、犯罪や交通事故等の状況に応じて、その被害を未然に防止するための啓発活動等の内容の充実を図るとともに、市民が抱える複雑化、多様化する不安や悩みに対し、解決に向けた相談の充実を図ります。

## (3) 指標【企画経営課案】

- 「防災や減災への取組が推進されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「生命・財産を守るための消防・救急体制が整っている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「暮らしの安全・安心の確保されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

## (1) 2030年のありたい姿

海岸や里山などの自然環境と、住宅地や商業地などの市街地が適正に配置され、それぞれの特性を活かした都市づくりが行われることにより、茅ヶ崎の魅力が引き出された機能的な都市空間が形成されています。

また、幹線道路や環状道路などの道路網は計画的に整備・維持管理され、安全で快適な道路交通基盤が確保されるとともに、地域の特性を踏まえた様々な移動環境や歩行空間により、人々が安心して気軽に外出できる都市づくりが進められています。

## (2) 取組の方向性

### ①機能的な都市空間の形成

---

- 地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を誘導し、自然環境と市街地環境の調和のとれた都市づくりを推進します。
- 様々な機能が集約した利便性の高い都市拠点の形成を促進するとともに、居心地のよい空間の形成を目指します。
- 今後、人口減少の進行が想定されるなか、将来にわたって都市機能を維持していくため、効率的な既存ストック<sup>1</sup>の利活用や維持管理・更新を推進します。

### ②利便性の高い移動環境の形成

---

- 誰もが快適に移動できるようユニバーサルデザインに配慮した、より利便性が高く、歩きたい、出掛けたいと思える空間づくりを進めます。
- 日常生活や地域間における移動の利便性向上、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路を主とした幹線道路、環状道路やそれを補完する幹線市道等の計画的な整備・維持管理に努めます。

---

<sup>1</sup>既存ストック：市街地において、今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設のこと。

- 多様化する移動のニーズ等を踏まえ、新たな移動手段や持続可能な公共交通のあり方を検討し、様々な移動手段を選択できる環境づくりを進めます。

### **(3) 指標【企画経営課案】**

- 「機能的な都市空間が形成されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「利便性の高い移動環境が形成されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

## 将来都市像の実現に向けた行政経営

### (1) 2030年のありたい姿

複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、市民と行政がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担と強い信頼関係のもと、情報の共有と対話が活発に行われ、市民主体のまちづくりが進められています。

人口構成が大きく変化するなか、効果的な情報発信によって茅ヶ崎に対する認知・関心・共感が高まり、幅広い世代の定住が促進され、多世代バランスのとれたまちになっています。

また、民間活力の活用や先進的な ICT を取り入れた業務の効率化、公共施設の適正なマネジメント、職員の資質向上に向けた取組が推進され、質の高いサービスが提供されています。一方で、選択と集中の視点にたった事業の重点化による適正な資源配分や、財源の確保に向けた取組により、健全な財政運営が両立しています。

### (2) 取組の方向性

#### ①市民主体のまちづくりの推進

---

- 誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、積極的な情報発信や対話の場の創出などを促進します。
- 市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。
- 様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

#### ②行政運営の基盤の確保

---

- 質の高い行政サービスに向けて、民間活力の積極的な活用や先進的な ICT による行政事務のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上を図ることにより、多様な市民ニーズに迅速に対応します。
- 社会が成熟するなか、単一の自治体だけでは解決が難しい新たな課題も発生していることを踏まえ、周辺自治体をはじめとした他の自治体と連携を強化



し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、効果的かつ効率的にサービスを提供します。

- 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共建築物を総合的に把握し、老朽化に伴う施設の更新需要に計画的に対応します。
- 複雑化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、視野を広げて柔軟に対応することができるよう、政策形成能力や課題解決能力、コミュニケーション能力、危機管理意識の醸成など、職員の資質向上や組織作りに努めます。
- 職員一人一人が仕事にやりがいと誇りを持ち、持てる力を最大限発揮できる組織体制及び職場環境の整備に努めます。
- 定住・転入を促進し、持続可能なまちづくりを目指すため、市民や事業者等と一体となって連携・協働し、まちの魅力の情報発信を推進します。

### ③財政の健全性の確保

---

- 限りある経営資源を効率的かつ効果的に活用するため、取組の優先順位や成果を見定め、選択と集中の観点から適正な資源配分に努めます。
- 今後さらに厳しい財政状況が予測されるなか、財政の健全性をしっかりと確保し、持続可能な基礎自治体としてあり続けるために、中長期的な視点に立ち、身の丈に合った計画的な財政運営に努めます。
- 独自性をもった自治体経営を行うため、まちの特性や地域資源、環境等を見極め、新たな財源の創出に努めます。

## (3) 指標【企画経営課案】

- 「市民主体のまちづくりが推進されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「行政運営の基盤が確保されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)
- 「財政の健全化への取組が推進されている」と思う市民の割合(市民満足度調査より算出)

# 政策目標と「持続可能な 17 の開発目標 (SDGs)」

1	子どもがいきいきと輝き、未来を拓くひとが育つまち	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
2	地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	2 飢餓をゼロに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任つかう責任	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
3	ともに見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
4	誰もがいつまでも学び、心豊かに暮らすまち	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう			
5	豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう
6	安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
7	利便性が高く、快適で暮らしやすいまち	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
	将来都市像の実現に向けた行政経営	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう		